

(処分管理計画)
第二十五条 施行者は、国土交通省令で定めるところにより、造成敷地等の処分及び管理に関する計画（以下「処分管理計画」という。）を定めなければならない。

施行者は、処分管理計画を定めたときは、国土交通省令で定めるところにより、これを国土交通大臣に届け出なければならない。

国土交通大臣は、前項の届出があつた場合においては、関係行政機関の長の意見を聴き、この法律及び当該近郊整備区域に係る近郊整備区域建設計画（第三条第一項の同意を得たものに限る。第四十条から第四十六条までにおいて同じ。）又は当該都市開発区域に係る都市開発区域建設計画（第三条第一項の同意を得たものに限る。第四十四条から第四十六条までにおいて同じ。）の趣旨に照らして必要があると認めるとときは、当該処分管理計画の変更を求めることができる。

前二項の規定は、施行者又は施行者であつた者が処分管理計画を変更した場合に準用する。

前条第三項の規定は、処分管理計画を定め、又は変更しようとする場合に準用する。

第四節 造成敷地等の処分及び管理等

前二項の規定は、施行者又は施行者であつた者が処分管理計画を変更した場合に準用する。

前条第三項の規定は、処分管理計画を定め、又は変更しようとする場合に準用する。

（工事の完了の公告）
第二十六条 施行者は、製造工場等の敷地の造成に関する工事（施工計画で特に定める工事を除く。）を完了したときは、遅滞なく、その旨を府県知事に届け出なければならない。

府県知事は、前項の届出があつた場合において、その届出に係る工事が施工計画に適合していると認めたときは、遅滞なく、当該工事が完了した旨を公告しなければならない。

第二十七条 施行者であつた者は、造成敷地等をこの法律及び処分管理計画に従つて処分し、又は管理しなければならない。

（工業団地造成事業の施行により設置された公共施設の管理）
第二十八条 工業団地造成事業の施行により設置された公共施設は、第二十六条第二項の公告の日の翌日において、国土交通省令で定めるところにより、その公共施設の存する市町村の管理に属する。

するものとする。ただし、他の法律に基づき管理すべき者があるとき、又は処分管理計画に特に管理すべき者の定めがあるときは、それらの者の管理に属するものとする。

施行者は、第二十六条第二項の公告の日以前においても、公共施設に関する工事が完了した場合においては、前項の規定にかかわらず、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。

（公共施設の用に供する土地の帰属）
第二十九条 工業団地造成事業の施行により、從前の公共施設に代えて新たな公共施設が設置されることとなる場合においては、従前の公共施設の用に供していた土地は、国又は地方公共団体が所有するものは、第二十六条第二項の公告の日の翌日において施行者であつた者に帰属するものとし、これに代わるものとして処分管理計画で定める新たな公共施設の用に供する土地は、その日ににおいてそれぞれ国又は当該地方公共団体に帰属するものとする。

（造成工場敷地の建設）
第三十条 施行者であつた者から造成工場敷地を譲り受けた者は、国土交通省令で定めるところにより、造成工場等の建設の工期、工事概要等を譲り受けた者から造成工場敷地を譲り受けた者が前項の規定により承認を受けた計画を変更しようとする場合において、変更に係る事項が国土交通省令で定める軽微なものであるときは、同項の規定による承認を要しない。

（造成工場敷地に係る権利の処分の制限）
第三十一条 第二十六条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間は、造成工場敷地の所有権、地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、国土交通省令で定めるところにより、当事者が施行者であつた者の長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。

一 相続その他の一般承継により当該権利が移転する場合
二 溝納処分、強制執行、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。）又は企業担保権の実行により当該権利が移転する（造成工場敷地の譲受人の資格）
三 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）その他の法律により当該造成工場敷地が収用され、又は使用される場合

一 当該造成工場敷地においてみずから製造工場等を経営しようとする者であること。
二 製造工場等の建設及び経営に必要な資力及び信用を有する者であること。

三 譲渡の対価の支払能力がある者であることを。

（造成工場敷地を表示した図書の備置き等）
第三十二条 施行者であつた者は、造成工場敷地の譲受人を、公正な方法で選考して決定するものとする。この場合においては、製造工場等の敷地を当該工業団地造成事業に必要な土地として提供した者に対しては、その他の者に優先しなければならない。

（造成工場敷地を表示した図書の備置き等）
第三十三条 施行者であつた者から造成工場敷地を譲り受けた者は、国土交通省令で定めるところにより、造成工場等の建設の工期、工事概要等を譲り受けた者から造成工場敷地を譲り受けた者が前項の規定により承認を受けた計画を変更しようとする場合において、変更に係る事項が国土交通省令で定める軽微なものであるときは、同項の規定による承認を要しない。

（造成工場敷地に係る権利の処分の制限）
第三十四条 第二十六条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間は、造成工場敷地の所有権、地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、国土交通省令で定めるところにより、当事者が施行者であつた者の長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。

一 相続その他の一般承継により当該権利が移転する場合
二 溝納処分、強制執行、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。）又は企業担保権の実行により当該権利が移転する（造成工場敷地の譲受人の資格）
三 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）その他の法律により当該造成工場敷地が収用され、又は使用される場合

2 前項に規定する承認には、造成工場敷地の製造工場等の敷地としての合理的な利用を確保するため必要な条件を附することができる。この場合において、その条件は、当該承認を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

（造成工場敷地を表示した図書の備置き等）
第三十五条 施行者であつた者は、第二十六条第二項の公告があつたときは、造成工場敷地の存する市町村の長に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該造成工場敷地の存する区域を表示した図書を送付しなければならない。

（造成工場敷地を表示した図書の備置き等）
第三十六条 施行者であつた者は、第二十六条第二項の公告があつたときは、造成工場敷地の存する市町村の長に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該承認を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

（造成工場敷地を表示した図書の備置き等）
第三十七条 施行者であつた者は、第二十六条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間、その図書を当該市町村の役場に備え置いて、関係人の請求があつたときは、これを閲覧させなければならない。

（造成工場敷地を表示した図書の備置き等）
第三十八条 施行者であつた者は、国土交通省令で定めるところにより、第二十六条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間、工業団地造成事業が施行された土地の区域内の見やすい場所に、工業団地造成事業が施行された土地である旨を表示した標識を設置しなければならない。

（造成工場敷地を表示した図書の備置き等）
第三十九条 施行者であつた者は、国土交通省令で定めるところにより、第二十六条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間、工業団地造成事業が施行された土地の区域内の見やすい場所に、工業団地造成事業が施行された土地である旨を表示した標識を設置しなければならない。

（測量のための標識の設置）
第三十条 第二十六条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間は、造成工場敷地の所有権、地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、国土交通省令で定めるところにより、当事者が施行者であつた者の長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。

一 相続その他の一般承継により当該権利が移転する場合
二 溝納処分、強制執行、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。）又は企業担保権の実行により当該権利が移転する（造成工場敷地の譲受人の資格）
三 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）その他の法律により当該造成工場敷地が収用され、又は使用される場合

本若しくは登記事項証明書の交付を求めること
ができる。
(建築物等の収用の請求)

第三十五条の四 工業団地造成事業につき都市計
画法第六十九条の規定により適用される土地收
用法の規定により土地又は権利が收用される場
合において、権原により当該土地又は当該権利
の目的である土地に建築物その他の土地に定着
する工作物を所有する者は、その工作物の收用
を請求することができる。

2 土地收用法第八十七条の規定は、前項の規定
による収用の請求について準用する。
(費用の負担)

第三十六条 工業団地造成事業に要する費用は、
施行者が負担する。
(書類の送付に代わる公告)

第三十七条 施行者又は施行者であつた者は、工
業団地造成事業の施行に關し書類を送付する場
合において、送付を受けるべき者がその書類の
受領を拒んだとき、又は過失がなくて、その者の
住所、居所その他書類を送付すべき場所を確
知することができないときは、その書類の内容
を公告することをもつて書類の送付に代えるこ
とができる。

2 前項の公告があつた場合には、その公
告の日の翌日から起算して十日を経過した日
に、当該書類が送付を受けるべき者に到達した
(監督)

第三十八条 国土交通大臣は施行者である府県に
対し、府県知事は施行者であるその他の地方公
共団体に対し、それぞれ、それらの者が定めた
施行計画又はそれらの者が行う工事が、この法
律、この法律に基づく命令若しくは工業団地造
成事業である都市計画事業の内容又は施行計
画に従つていいないと認める場合においては、工業
団地造成事業の適正な施行を確保するため必要
な限度において、施行計画の変更又は工事の中
止若しくは変更その他必要な措置を講ずべきこ
とを求めることができる。

2 施行者である地方公共団体は、前項の規定に
よる要求を受けたときは、当該施行計画の変更
又は当該工事の中止若しくは変更その他必要な
措置を講じなければならない。
3 国土交通大臣は、第三十条から第三十二条ま
での規定に違反する譲受人の決定又は違法若し
くは不当な第三十四条の規定に基づく承認若し
め。

くは不承認の処分が行われたときは、造成工場
敷地の適正な処分及び管理を確保するため必要
な限度において、施行者であつた者に対し、造
成工場敷地の処分の差止めを求め、又は承認若
しくは不承認の処分を取り消すことができる。

4 施行者であつた者は、前項の規定による要求
を受けたときは、当該処分を差し止めなければ
ならない。
(報告、勧告等)

第三十九条 国土交通大臣は施行者に對して、府
県知事は施行者である市町村に對して、それぞ
れその施行する工業団地造成事業の施行に關
し、この法律の施行のため必要な限度において
報告若しくは資料の提出を求める。又は工業
団地造成事業の施行の促進を図るため必要な勧
告、助言若しくは援助をすることができる。

2 国土交通大臣は施行者若しくはその長又は施
行者であつた者若しくはその長に對して、府県
知事は施行者である、若しくは施行者であつた
市町村又はその長に對して、それぞれその行う
造成敷地等の処分及び管理に關し、この法律の
施行のため必要な限度において、報告若しくは
資料の提出を求める。又は造成敷地等の処分及び
管理を適正に行わせるため必要な勧告若しくは
助言をすることができる。

(審査請求)

第四十条 施行者であつた者が第三十三条第一項
の規定に基づいてした承認又は不承認の処分に
不服がある者は、国土交通大臣に對して審査請
求をすることができる。

(工業団地造成事業用地についての配慮)

第四十一条 国又は地方公共団体の行政機関は、
近郊整備区域内又は都市開発区域内の土地を工
業団地造成事業の用に供するため、法令の規定
による許可その他の処分を求められたときは、
工業団地造成事業が促進されるよう配慮するも
のとする。

(不動産登記法の特例)

第四十二条 工業団地造成事業を施行すべき土地
の区域内の土地及び建物の登記については、政
令で不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三
号)の特例を定めることができる。

(政令への委任)

第四十三条 この章に特に定めるものほか、こ
の章の規定によりすべき公告の方法その他この
章の規定の実施のため必要な事項は、政令で定
める。

第三章 雜則

(施設の整備等)

第四十四条 国及び地方公共団体(港務局を含
む)は、近郊整備区域建設計画及び都市開發
区域建設計画を達成するため必要な施設の整備
の促進に努めなければならない。

第四十五条 各省各庁の長(国有財産法(昭和二
十三年法律第七十三号)第四条第二項に規定す
る各省各庁の長をいう。以下この条において同
じ。)は、近郊整備区域内又は都市開發区域内
において政令で定める製造業(物品の加工修理
業を含む)、運送業、倉庫業その他の事業を営
む者に対し、その事業に必要な工場、事業場又
は政令で定めるその他の施設の用に供するため
は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共團
體の当該各年度分の減収額(固定資産税に
係る不均一の課税をした場合において、これら
の措置が政令で定める場合に該当するものと認
められるときは、地方交付税法(昭和二十五年
法律第二百十一号)第十四条の規定による當該
各省各庁の長をいう。以下この条において同じ。)
の規定期限に遅延する場合は、同条の規定に
基づき、その支払代金又は交換差金について、確
実な担保を徵し、かつ、利息を附して、十年以
内に延納の特約をすることができる。

2 各省各庁の長は、前項の規定により延納の特
約をしてしまうとするとときは、延納期限、担保及び
利率について、財務大臣に協議しなければなら
ない。

3 各省各庁の長は、第一項の規定により延納の
特約をした場合において、当該財産の譲渡を受
けた者のする管理が適当でないと認めるとき
は、ただちにその特約を解除しなければなら
ない。

(鉄道又は軌道の敷設等のための資金のあつせ
ん)

第四十六条 国は、一般公衆の利用に供する鉄道
又は軌道で近郊整備区域又は都市開發区域内を育
成发展させるため必要であると認められるもの
を敷設する者に対し、必要な資金のあつせんに
努めなければならない。

2 国は、近郊整備区域内又は都市開發区域内に
おける工場その他の施設の新設又は増設で当該
近郊整備区域に係る近郊整備区域建設計画又は
当該都市開發区域内に係る都市開發区域建設計
画に照らして適當であると認められるものをする
者に対し、必要な資金のあつせんに努めなけれ
ばならない。

(地方税の不均一課税に伴う措置)

第四十七条の二 この法律に規定する国土交通
大臣の権限は、国土交通省令で定めるところによ
り、その一部を地方整備局長に委任することができ
る。

(事務の区分)

第四十七条の三 第二十六条第二項の規定により
府県が處理することとされている事務(府県が
施行する工業団地造成事業に係るものに限る。)は、第一号法定受託事務とする。

2 第三十五条第二項の規定により市町村が處理
することとされている事務(府県が造成した造
成工場敷地に係るものに限る。)は、地方自治
法第二条第九項第一号に規定する第二号法定受
託事務とする。

(第四章 諷則)

第四十八条 第三十三条第一項の規定に違反し
て、造成工場敷地を製造工場等の建設以外の目
的に使用した者は、一年以下の懲役又は十万円
以下の罰金に処する。

第四十九条 次の各号の一に該当する者は、六月
以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。
1. 国土交通大臣は、第三十条から第三十二条ま
での規定に違反する譲受人の決定又は違法若し
くは不当な第三十四条の規定に基づく承認若し
め。

される場合を除き、地方税法(昭和二十五年法律
第二百二十六号)第六条の規定により、政令
で定める地方公共団体が、都市開發区域内にお
いて製造の事業の用に供する設備を新設し、又
は増設した者について、その事業に係る工場用
の建物若しくはその敷地である土地の取得に對
する不動産取得税又はその事業に係る機械及び
装置若しくはその事業に係る工場用の建物若し
くはその敷地である土地に對する固定資産税に
係る不均一の課税をした場合において、これら
の措置が政令で定める場合に該当するものと認
められるときは、地方交付税法(昭和二十五年
法律第二百十一号)第十四条の規定による當該
各省各庁の長をいう。以下この条において同
じ。)は、近郊整備区域内又は都市開發区域内
において政令で定める製造業(物品の加工修理
業を含む)、運送業、倉庫業その他の事業を営
む者に対し、その事業に必要な工場、事業場又
は政令で定めるその他の施設の用に供するため
は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共團
體の当該各年度分の減収額(固定資産税に
係る不均一の課税をした場合において、これら
の措置が政令で定める場合に該当するものと認
められるときは、地方交付税法(昭和二十五年
法律第二百十一号)第十四条の規定による當該
各省各庁の長をいう。以下この条において同
じ。)のうち、總務省令で定める日以後において行なわれたと
きは、當該減収額について当該各年度の翌年
度)における基準財政収入額となるべき額から
控除した額とする。

一 第三十三条第一項の規定に違反して、計画の承認を受ける手続をせず、又は承認を受けた計画に従つて製造工場等を建設しなかつた者

二 第三十四条第一項の規定に違反して、同項に掲げる権利の設定又は移転につき承認を受けないで、造成工場敷地を権利者に引き渡した者

三 第三十四条第二項の規定により附した条件に違反した者

第五十条 第三十五条第四項又は第三十五条の二の規定に違反して、第三十五条第三項又是第三十五条の二第一項の規定による標識を移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊した者は、三万円以下の罰金に處する。

第五十一条 第三十四条第一項の承認について虚偽の申請をした者は、十万円以下の過料に處する。

附 則 **抄** **(昭和四三年六月一五日法律第一〇号) 抄**

1 この法律は、公布の日から起算して六箇月の日から施行する。

二 この法律は、公布の日から起算して一年をこえ一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日） **附 則** **(昭和四五年六月一日法律第一〇号) 抄**

1 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日） **附 則** **(昭和四七年七月一日法律第六七号) 抄**

1 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日） **附 則** **(昭和四九年六月一日法律第六七号) 抄**

1 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

一 第三十三条第一項の規定に違反して、計画の承認を受ける手続をせず、又は承認を受けた計画に従つて製造工場等を建設しなかつた者

二 第三十四条第一項の規定に違反して、同項に掲げる権利の設定又は移転につき承認を受けないで、造成工場敷地を権利者に引き渡した者

三 第三十四条第二項の規定により附した条件に違反した者

第五十条 第三十五条第四項又は第三十五条の二の規定に違反して、第三十五条第三項又是第三十五条の二第一項の規定による標識を移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊した者は、三万円以下の罰金に處する。

第五十一条 第三十四条第一項の承認について虚偽の申請をした者は、十万円以下の過料に處する。

附 則 **抄** **(昭和四九年六月二六日法律第九号) 抄**

（施行期日） **第一条** この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日） **第二条** この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日） **附 則** **(昭和四九年六月二六日法律第九号) 抄**

（施行期日） **第一条** この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日） **附 則** **(昭和四九年六月二六日法律第九号) 抄**

（施行期日） **第一条** この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日） **附 則** **(昭和四九年六月二六日法律第九号) 抄**

（施行期日） **第一条** この法律は、公布の日から施行する。

附 則 **(昭和四九年六月二六日法律第九号) 抄**

（施行期日） **第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 **(昭和五三年五月二三日法律第五号) 抄**

（施行期日） **第一条** この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日） **第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日） **附 則** **(昭和五三年五月二三日法律第五号) 抄**

（施行期日） **第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日） **附 則** **(昭和五四年三月三〇日法律第五号) 抄**

（施行期日） **第一条** この法律は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の施行の日（昭和五十五年十月一日）から施行する。

（施行期日） **第一条** この法律は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の施行の日（昭和五十五年十月一日）から施行する。

（施行期日） **附 則** **(昭和五四年三月三〇日法律第五号) 抄**

（施行期日） **第一条** この法律は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の施行の日（昭和五十五年十月一日）から施行する。

（施行期日） **附 則** **(昭和五六年五月二二日法律第四号) 抄**

（施行期日） **第一条** この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日） **附 則** **(昭和五六年五月二二日法律第四号) 抄**

（施行期日） **第一条** この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日） **附 則** **(昭和五六年五月二二日法律第四号) 抄**

（施行期日） **第一条** この法律は、公布の日から施行する。

附 則 **(昭和五六年五月二二日法律第四号) 抄**

（施行期日） **第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 **(平成一一年七月一六日法律第七七号) 抄**

（施行期日） **第一条** この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日） **第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日） **附 則** **(平成一一年七月一六日法律第七七号) 抄**

（施行期日） **第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日） **附 則** **(平成一一年七月一六日法律第七七号) 抄**

（施行期日） **第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 **(平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄**

（施行期日） **第一条** この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 **(平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄**

（施行期日） **第一条** この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

臣が府県に対してもした要求若しくは府県知事がその他の地方公共団体に対してもした要求又は同条第四項の規定により国土庁長官が地方公共団体に對してした要求とみなす。

(国等の事務)

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第一百六十条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

第一百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の处分その他の行為(以下この条において「处分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行なうべき者が異なることとなるもののは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のその行為又は申請等の行為とみなす。

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により國又は地方公共団体の相当の機関に對して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定が適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第一百六十一条 施行日前にされた國等の事務に係る处分であつて、当該处分をした行政庁(以下

この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合に行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされ

る行政庁が地方公共団体の機関であるときは、

当該機関が行政不服審査法の規定により処理す

ることとされる事務は、新地方自治法第二条第

九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす

る。

(罰則に関する経過措置)

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に

関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第一百五十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、で

きる限り新たに設けることのないようになるとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

この法律の施行の日において、同

法第二十五条第四項及び第三十九条第二項中

「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」とあるのは、「又は独立行政法人都市再生機構」

とあるのは、「又は独立行政法人都市再生機構」と、同法第三十八条第四項中「都市基盤整備公

団又は地域振興整備公団」とあるのは、「独立行

政法人都市再生機構」とする。

この法律の施行前に都市公団が造成した近畿

圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び

開発に関する法律第二条第六項の造成工場敷地

について同法第三十五条第二項の規定により市

町村が処理することとされている事務について

は、前条の規定による改正前の近畿圏の近郊整

備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第四十七条の三第一項の規定は、この法

律の施行後も、なおその効力を有する。

(施行期日)

附 則 (平成一九年二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)

は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

る日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する

する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十二条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定(公布の日から施行する。)が次項及び附則第二十七条の規定は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、政令で定める。

第二十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令

で定める。

附 則 (平成一四年七月二二日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年六月二〇日法律第一〇〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年七月一日から施

行する。

(近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)

第四十二条 機構が附則第十一条第一項の規定により行う近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部改正に伴う経過措置(罰則に

分及び管轄については、前条の規定による改正前近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(第四十七条の三第三項を除く。)の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同

法第二十五条第四項及び第三十九条第二項中

「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」とあるのは、「又は独立行政法人都市再生機構」と、同法第三十八条第四項中「都市基盤整備公

団又は地域振興整備公団」とあるのは、「独立行

政法人都市再生機構」とする。

この法律の施行前に都市公団が造成した近畿

圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び

開発に関する法律第二条第六項の造成工場敷地

について同法第三十五条第二項の規定により市

町村が処理することとされている事務について

は、前条の規定による改正前の近畿圏の近郊整

備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第四十七条の三第一項の規定は、この法

律の施行後も、なおその効力を有する。

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法

律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定によ

り不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できな

いこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定そ

の施行前に對する行政庁の裁決、決定そ

の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定そ

の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定そ

の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定そ

の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定そ

の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定そ

の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定そ

の他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（訴えの提起については、なお従前の例による。）

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるもの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十条 附則第五条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日